

要回覧

み春野自治会員の皆様へ

令和6年度 第1回班長会議 回覧・配布資料一覧

令和6年 5月26日

み春野自治会

今月は以下が回覧されています。

会員の皆様には自治会から発信されている文書には必ず一度目を通して頂くようお願いします。

ご家族全員で情報共有頂きますようお願いいたします。

回 覧	発 信 番 号	文 書 タ イ ト ル	部 数
○	み自発第24-09号	み春野自治会たより第1号	回覧部数分
○	み自発第24-10号	第24回総会・第22回自主防災総会議事録(抄)回覧	回覧部数分
○	み自発第24-05号	令和6年度 年間自治会活動予定表	通年回覧
○	み自発第24-06号	令和6年度 班長/副班長リスト ※班長、副班長さんは、ご自分の電話番号を記入して班内に通年回覧	通年回覧
●	み自発第24-08号	班長/副班長の役割について	班長/副班長分
●	み自発第24-15号	令和6年度上期清掃キャンペーン実施要領	班長/副班長分
○	み自発第24-11号	令和6年度/上期清掃キャンペーンのご案内 令和6年度上期清掃キャンペーン分担表	回覧部数分
○	み自発第24-12号	ソーシャルメディアプラットの運用基準	回覧部数分
○	み自発第24-13号	み春野自主防災組織図(令和6年度)	通年回覧
○	み自発第24-14号	第1回夏祭り実行委員会開催のお知らせ	回覧部数分
○	み自発第24-01号	会計月次報告(令和6年4月度)	回覧部数分
●	み自発第24-02号	【重要】令和6年度上期自治会費集金に関するお知らせ	班長/副班長分
○	み自発第24-03号	【重要】令和6年度上期自治会費納入に関するお願い	回覧部数分
○	み自発第24-04号	赤十字活動資金募集協力お願い(リストは提出)	回覧部数分
●		赤十字活動資金領収書つづり(集金台帳ファイル在中) 赤十字活動資金へのご協力をお願いします	班長/副班長分 回覧部数分
○		美しい千葉 第84号	回覧部数分
○		千葉市を美しくする運動”は、市民の皆様を支えられています(リストは提出)	回覧部数分
○		令和6年度 育児サークルのご案内 暮らしの情報いずみ5月号 vol.263	通年回覧 回覧部数分
○		花見川区支え合いのまち 推進協議会だより 第25号	回覧部数分
○		学校だより 第1号(こてはし台小学校)	回覧部数分
○		学校だより 第2号(こてはし台小学校)	回覧部数分
○		学校だより ゆずりは 第1号(こてはし台中学校)	回覧部数分
○		学校だより ゆずりは 第2号(こてはし台中学校)	回覧部数分
○		千葉市公立保育所 調理員募集	回覧部数分
○		ご存知ですか・・・？受動喫煙	回覧部数分
○		「花見川区 ふくし・防災ガイド&マップ」(2024年版) 各戸配布	

令和6年度 年間自治会活動予定表

☆資源ごみ 第一・三水曜日

古紙・布類・・・・・・第一・三水曜日：資源ごみの回収は市からの助成金となって自治会活動を支えます。
※段ボール・牛乳パック・新聞紙・雑誌・雑紙・古着などが対象です。出来るだけ自治会回収日に合わせて、
お出し頂きますようお願いいたします。また昨年度より「食用廃油」回収も自治会収入の一助になっています。

※「資源ごみ回収日」は毎月第一・三水曜日です。HPや一斉メールでも引き続き案内します。

月	日(曜日)	時間	上期 活動予定	月	日(曜日)	時間	下期 活動予定
4	21(日)	10:00	第24回通常総会、第22回自主防災組織総会	10	6(日)	10:00	第6回役員会
5	12(日)	9:00	第1回役員会			11:00	み春野公園丸ごと秋フェスタ打合せ
			新旧役員引き継ぎ ～13:00		13(日)	9:00	横戸小地区町民体育祭(雨天 体育館)
	18(土)	9:00	花壇(北モニュメント)手入れ作業		20(日)	10:00	第6回班長会議
	26(日)	10:00	第1回班長会議		2x(日)	10:00	花見川区民まつり(花島公園)
		11:00	サークル協議会		27(日)	10:00	第7回役員会
6	2(日)	9:00	第2回役員会	11	2(土)	10:00	み春野公園丸ごと秋フェスタ
		10:00	清掃キャンペーン		3(日)	10:00	み春野公園丸ごと秋フェスタ(予備日)
	16(日)	9:30	自治会費納入受付		9(土)	9:00	花壇(北モニュメント)手入れ作業
		10:00	第2回班長会議		17(日)	9:30	自治会費納入受付
		11:00	夏祭り実行委員会			10:00	第7回班長会議
7	7(日)	9:00	第3回役員会	12	1(日)	9:00	第8回役員会
	21(日)	9:00	第3回班長会議			10:00	清掃キャンペーン
		10:00	夏祭り実行委員会		15(日)	10:00	第8回班長会議※のぼり旗チェック
8	4(日)	9:00	第4回役員会			11:00	防犯講演会
		10:00	夏祭り実行委員会	1	5(日)	8:00	こてはし台自治会共催「新春マラソン大会」
	18(日)	10:00	第4回班長会議			12:00	賀詞交歓会
	24(土)		第20回み春野ふるさと夏祭り		12(日)	10:00	第9回役員会 ☆次年度役員立候補者募集
	25(日)		第20回み春野ふるさと夏祭り(後片付け) [指定避難所訓練]		19(日)	10:00	第9回班長会議
9	1(日)	9:00	第5回役員会	2	2(日)	9:00	第10回役員会
		10:00	パークマネジメント活動(公園清掃)		16(日)	10:00	第10回班長会議
	16(月)	11:00	敬老の集い			10:00	次期役員候補者抽選会
	22(日)	10:00	第5回班長会議	3	2(日)	9:00	第11回役員会
		11:00	防災訓練			10:00	パークマネジメント活動(公園清掃)
10					16(日)	9:00	安否確認訓練
						10:00	第11回班長会議
				4	6(日)	9:00	第12回役員会
					未定	10:00	第25回通常総会、第23回自主防災組織総会

み春野自治会会員各位

み自発第24-11号

令和6年5月26日

み春野自治会

会長

環境衛生

令和6年度/上期清掃キャンペーンのご案内

み春野自治会の皆様におかれましては、変わらずご壮健のことと存じます
今年度も「自治会活動予定」に基づき下記要領のとおり、み春野住宅地内及び公園の清掃を行いたくご案内申し上げます。何かとお忙しいとは存じますが、万障お繰り合わせのうえご参加ください。

※ 当日の都合折り合わず参加出来ない方は、事前事後の日程での自主清掃をお願いします。

記

1. 日時 : 令和6年6月2日(日) 10:00～11:00 (下記公園に集合)

悪天候の場合は中止とします。(延期はありません)

天候状況により実施判断が微妙な場合には当日午前9時30分までに自治会一斉メールおよび防災行政無線にてご案内、加えて3公園(み春野・すずかぜ・もみじ)並びに各公園に役員にて実施有無を伝達します。

2. 集合場所 : 清掃地区に近い以下3公園に集合 (別紙地図をご参照下さい)

・み春野公園 ・すずかぜ公園 ・もみじ公園

3. 持ち物 : 軍手(必須)

熊手、ちりとり、ほうき、雑草除去用のかま等、他に必要と思われるもの

※ ごみ集め用ビニール袋は、班長さん経由で大小2枚(可燃・不燃)をお渡しします。

4. 清掃場所 : 班毎に区域を分けています。別紙地図をご参照下さい。

- ・歩道上に小さな雑草が目立ってきています。出来るだけ除去してください。
- ・自治会設置の交通安全看板の汚れは水洗いし、看板やのぼりの破損があれば班長さんまで報告をお願いします。

- 5. 清掃終了後** : ごみの入ったビニール袋は清掃終了後に集合公園に持ってきていただき、班長さん等とご協力して「可燃ごみ・不燃ごみ・びん缶・粗大ごみ」に分別し、千葉市指定のごみ袋に入れ替えてください。
- ・分別したごみ袋は公園所定場所にまとめて置いてください(各人持ち帰り不要)。
 - ・後日(1～2日後に)千葉市にて回収してもらいます。

以 上

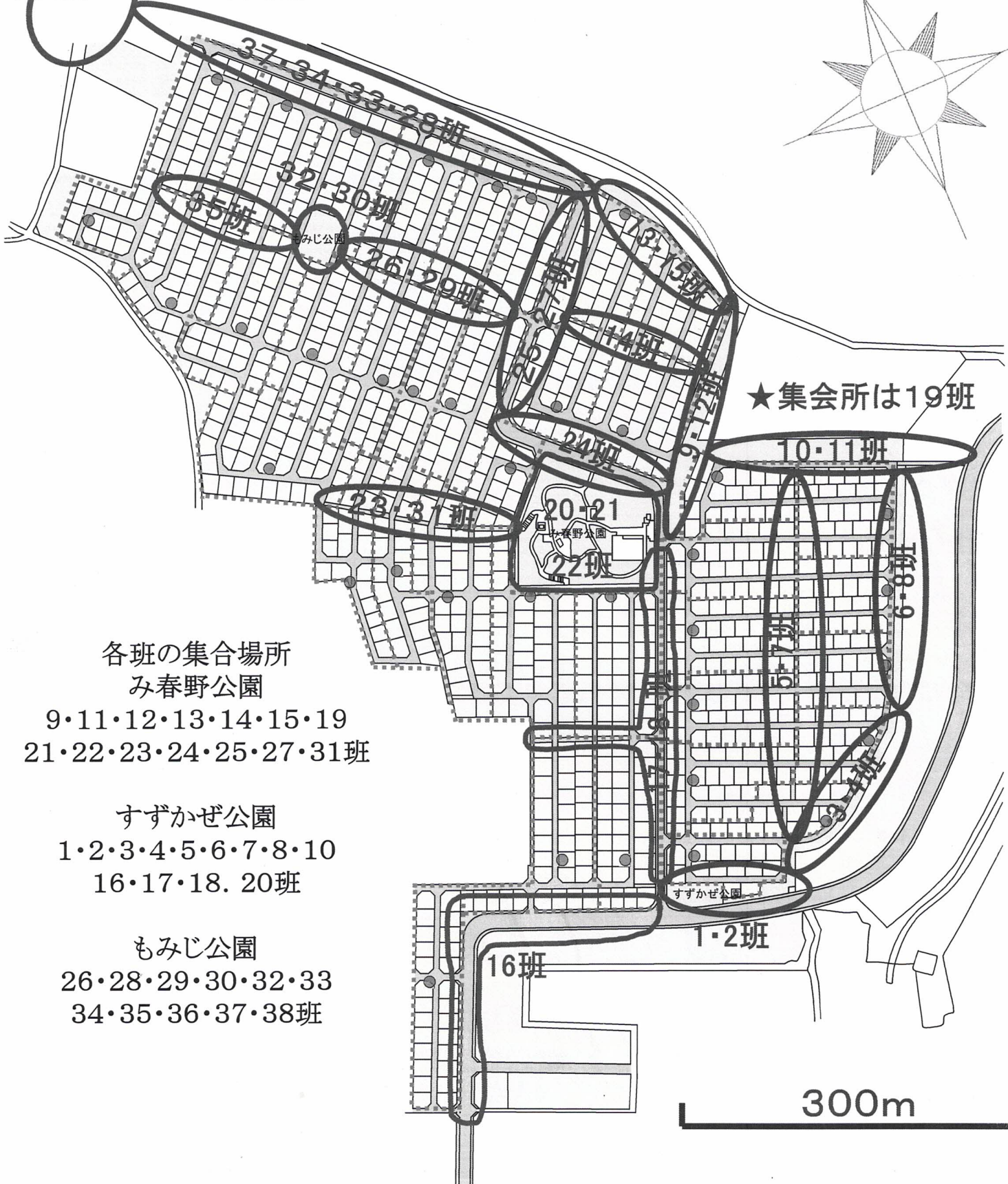
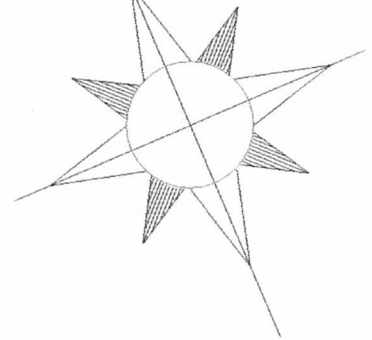
R6年度上期清掃キャンペーン分担表

6月2日(日)10:00~11:00

(雨天の場合は、中止)

36・38班

み春野モニュメント周辺



★集会所は19班

各班の集合場所
み春野公園

9・11・12・13・14・15・19
21・22・23・24・25・27・31班

すずかぜ公園

1・2・3・4・5・6・7・8・10
16・17・18・20班

もみじ公園

26・28・29・30・32・33
34・35・36・37・38班

300m

み春野自治会 会員各位

み春野自治会 会長

み春野自治会ソーシャルメディア等の運用に係る規約の制定について

み春野自治会会則第4条第9項の規定に基づき、下記のとおり主題の運用基準等を「み春野自治会ソーシャルメディア等の運用に係る規約」とし制定のうえ、施行します。

記

1 規約制定の背景

第24回通常総会（令和6年4月21日開催）の第5号議案補足資料では、自治会活動のデジタル化の方向性と今後の展開が可決されました。同時に、第6号議案として、み春野自治会会則の改正も可決されました。

また、令和5年度に行われた総務省の実証事業に続き、令和6年度には千葉市のモデル事業に参加することが決まっています。これに関連して、会員属性に関する情報管理の厳格化や地域活動の持続可能性向上の観点から、デジタル化を一層推進するために主題に係る既定の暫定運用ルールを規約化し、適正な運用を促進します。

2 規約の概要

（1）目的

ソーシャルメディアを通じて地域コミュニティの活性化と情報管理を目指す。

（2）運営者

み春野自治会が運営主体

（3）運用範囲

自治会や地域コミュニティの活動に関わる情報のやりとりをソーシャルメディアで行う。

（4）参加者

自治会や会員、地域コミュニティ関係者、行政機関に限定

（5）提供情報

行政情報や地域活動、災害情報など。

（6）利用条件

個人情報の提供とSNSプラットフォームの使用許諾に同意が必要

（7）コメント管理

運営者が必要に応じてコメントを削除・非表示にする。

(8) 削除要件

不適切なコメントや法令違反の投稿は削除される。

(9) 知的財産権

掲載情報の知的財産権は自治会または原作者に帰属

(10) 免責事項

運営者は一定の責任を免除し、利用者に責任の認識を促す。

3 規約本文

別添えのとおり

4 施行日

第24回通常総会（令和6年4月21日開催）第6号議案として可決した会則と同日付けで施行します。

なお、改正会則は、千葉市長による認可のあった日から施行するものであり、現在、千葉市において手続き中です。

5 その他

本規約の施行日をもって、令和5年8月20日付け「地域活動におけるデジタル化の一層の推進について（み自発第23-39号）」別添え3「み春野自治会ソーシャルメディア運用ポリシー（実証事業の参加における暫定版 その1）」の運用は廃止します。

別添え

み春野自治会ソーシャルメディア等の運用に係る規約

（目的）

第1条 自治会活動及び地域コミュニティ活動にオンラインによる手段を取り入れコミュニケーションの活性化を図るうえで、ソーシャルメディア等の利用に関する守秘事項及び利用登録者の属性情報等を適正に管理するため、本規約を定める。

（運営者）

第2条 本規約におけるソーシャルメディア等の運営主体は、み春野自治会（以下「自治会」という。）とする。

（運用範囲）

第3条 本規約は、自治会及び自治会と連携し活動する地域コミュニティ活動を1つのグループとみだてて、活動主体間や各活動に参画する会員等との双方向な情報のやりとりを行うソーシャルメディアプラットフォームに適用する。

（参加者）

第4条 前項のソーシャルメディアプラットフォームの参加者は、自治会及び会員（賛助会員を含む。）、自治会と連携し活動する地域コミュニティ及びその参画者並びに千葉市ほか行政関係機関に限定する。

なお、自治会以外の地域コミュニティは、自治会が運営するソーシャルメディアプラットフォームを利用する場合は、その代表者等は、自治会長へ申し出し、自治会役員会（以下「役員会」という。）における審査及び承認を得るものとする。

（内容）

第5条 提供情報は、各号に掲げる範囲に限定する。

- （1） 行政による広報及び行政から自治会に提供のあった情報
- （2） 自治会活動に関する情報
- （3） 地域コミュニティ活動に関する情報
- （4） 自治会の会員（賛助会員を含む。）が発信する地域に係る情報
- （5） 災害時の被害状況や安否確認、避難所の開設・運営に係る情報

（自治会の会員等の利用条件）

第6条 行政又は役員会が選定したソーシャルメディアプラットフォームに個人情報その他の事項を登録することに同意し、当該ソーシャルメディアプラットフォーム提供者が定める使用許諾に応じることが可能である会員のみが利用できるものと

する。

（コメントの管理）

第7条 運営者は、SNSプラットフォームに投稿されたコメントについては、必要が認められる場合を除き、原則として返信は行わない。

（コメントの削除要件）

第8条 運営者は、投稿内容に関係のない、又は次の各号に該当すると判断したコメントは、投稿者に断りなく、非表示もしくは削除等の措置を行うとともに、法令に基づいた対応をとる場合があるものとする。

- （1） 法令等に違反し、または抵触するおそれがあるもの
- （2） 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩するもの
- （3） プライバシーを侵害するもの
- （4） 特定の個人や団体等を誹謗中傷し、または名誉、信用を失墜するもの
- （5） 特定の団体や人物の秘密に関する情報
- （6） 特定の団体や人物に損害を与えるおそれがあるもの
- （7） 政治活動、選挙活動、宗教活動またはそれに類似するもの
- （8） 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- （9） 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- （10） 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
ただし、賛助会員による広告等及び自治会の活動に賛助・協賛するものによる広告等は除く。
- （11） 虚偽や事実と異なる内容
- （12） 情報源が正確でない噂や噂を流布するもの
- （13） 有害なプログラムや有害なコンテンツへのリンク
- （14） 運営目的と著しく乖離するもの
- （15） 運営者が不適切と判断した情報

（運用の中止及び掲載情報の削除）

第9条 自治会が運用するソーシャルメディアについては、役員会の審議により事前に予告なく運用を中止し、掲載情報の削除を行うことができるものとする。

（規約の変更）

第10条 本規約は、役員会の審議により事前に予告なく変更や見直しを行うことができるものとする。

（規約の公表）

第11条 本規約は、規約において取扱うソーシャルメディアプラットフォームの特性

を鑑み自治会が運営するホームページ及びソーシャルメディアプラットフォーム上に公開するものとする。

（知的財産権）

第12条 ソーシャルメディアプラットフォームに掲載された写真、イラスト、音声、動画、テキスト等の一切の情報に関する知的財産権は、自治会又は原作者に帰属する。

（著作物の複製・転載）

第13条 私的利用のための複製、引用など著作権法上もしくは、条約上認められた範囲での使用、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにより表示するライセンス条件により許容される範囲を除き、自治会又は原作者に無断で複製・転載などをおこなうことはできない。

なお、許容範囲内において使用する場合には、出典を明記するものとする。

（個人情報の取り扱い等）

第14条 ソーシャルメディアプラットフォームの利用にあたり運営者が取得した個人情報については、個人情報保護法及び自治会の会則その他規約に基づき適切に取り扱うものとする。

なお、SNS プラットホームの提供事業者を介して、運営者が取得できる利用者に関する属性情報は、自治会が会則において規定する会員台帳を補完する目的の範囲において使用する。

（免責事項）

第15条 各号に掲げる事項は免責事項とする。

- （1） 運営者は、投稿コメントの管理には、細心の注意を払って行いますが、利用者又は第三者が、ソーシャルメディアの情報をを用いて行う一切の行為について、自治会は、いかなる場合でも責任を負わない。
- （2） ソーシャルメディアで発信された情報に起因して、利用者または第三者が被った損害について、自治会は一切の責任を負わない。
- （3） 利用者により投稿された返信、引用、コメントなどについて、自治会は一切の責任を負わない。
- （4） 利用者間もしくは利用者と第三者間でのトラブルにより利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、自治会は一切の責任を負わない。
- （5） 広告、宣伝等による損害が生じて、自治会は一切の責任を負わない。

（SNSプラットフォームの提供事業者が定める規約）

第16条 提供事業者が別に定める規約については、遵守するものとする。

（補則）

第17条 この規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、役員会において審議する。

（その他）

第18条 運営者は、利用者への留意事項を別表のとおり定め啓発する。

附 則

この規約は、令和6年〇月〇〇日から施行する。

別表

利用者への啓発事項

「ソーシャルメディアを利用した地域活動における留意事項」

- 1 一度投稿した情報が拡散されてしまった場合、すべてを取り消すことは難しいものです。
投稿情報は、不特定多数の人が見ることができるということを意識して、投稿やコメントしてください。
- 2 写真を投稿する場合等は、他人の個人情報やプライバシーを侵害することのないよう注意しましょう。
- 3 投稿やコメントによる他人への誹謗中傷や根拠のないデマを広げるような行動は控えましょう。
- 4 投稿やコメントにあたり、言いがかりや理不尽なコメントには、反応しないことが一番安全です。煽りにのって反論などしないよう、注意しましょう。
困ったときには、運営者（自治会）に相談しましょう。
- 5 ソーシャルメディアの特性や長所・短所を理解したうえで、上手く活用し地域における繋がりや絆を深めましょう。
- 6 み春野自治会ソーシャルメディア等の運用に係る規約を遵守しましょう。

み春野自主防災組織表（令和６年度）

組織及び担当班等			平常時の主な役割	非常時の主な役割
本部	本部長	指揮・計画統括 ■ 対処・後方支援統括 ■	・統括 ・自治会との連絡調整 ・関係機関の対応	・統制 ・全体調整 ・情報の集約 ・避難所との連絡調整
	副本部長	■ ①		
	本部長	■		
担 当 班			1 班 8 班	1 5 班 2 3 班 3 0 班
広報部	副本部長（情報伝達担当）兼部長 ■		・活動記録 ・警報伝達機材の管理	・各副班長の招集 ・住民への情報伝達
	担 当 班		2 班 9 班	1 6 ・ 1 7 班 2 4 班 3 1 班
防火部	副本部長（事務局・地域避難施設担当）兼部長 ■		・防火防災啓発、訓練 ・消火器具の管理	・警戒巡視、被害把握 ・初期消火
	担 当 班		3 班 1 0 班	1 8 班 2 5 班 3 2 班
救護部	副本部長（救護所担当）兼部長 ■ ③		・救護用器具の管理 ・AEDに関する啓発	・救護所の開設 ・負傷者の救護
	担 当 班		4 班 1 1 班	1 9 班 2 6 班 3 3 班
避難誘導部	副本部長（指定避難所担当）兼部長 ■		・避難所運営委員会の 動向把握と連携	・避難誘導 ・指定避難所の支援
	担 当 班		5 班 1 2 班	2 0 班 2 7 班 3 4 班
給水給食部	総務部長 ■ ④		・備蓄食料の管理 ・水質検査の立会い	・非常用井戸の開設 ・炊き出し配食の実施
	担 当 班		6 班 1 3 班	2 1 班 2 8 班 3 5 班 3 7 班
避難施設運営部	（防火部が兼務する。）		・集会所の施設維持 ・備蓄品の管理	・地域避難施設の開設 及び運営 ・在宅避難者の支援
	担 当 班		7 班 1 4 班	2 2 班 2 9 班 3 6 班 3 8 班
安否確認・ 避難支援部	副本部長（安否確認担当）兼部長 ■ ②		・避難行動要支援者対 策の推進	・地域全体の安否確認 ・要支援者の避難支援
	担 当 班		全ての自治会副班長（発災初動時）	
会計	■		・自主防災組織の会計に関すること	
監査役	■		・自主防災組織の会計監査に関すること	
総務（事務局）	総務部長 ■			

- 1 各班の副班長は、非常時には自主防災組織部員として招集され防災活動にあたる。
- 2 副班長の発災初動の任務は、班長と班内を巡回し、各世帯の安否確認にあたるものとする。（裏面１参照）
- 3 給水給食部の部長には、総務部長を充てる。
- 4 副本部長（事務局担当）及び総務の所掌は、平常時における行政との連絡調整及び会議体の事務局を含む庶務全般、防災人材バンクに係る事務等とする。
- 5 氏名の後の番号表示は、本部長不在時の指揮統制にあたる者の代行順位を示す。

1 発災時の初動対応（震度 6 弱以上又は、地震後に火災を覚知したとき）

対象者	対応すること	対応方法
会 員 （住 民 ・ 各 世 帯）	・ 安否（救援の要否）について表示する。＊ 3	安否カードを掲出＊ 1 アプリで回答＊ 2 （いちのいち活用）
各 班 の 班 長 ・ 副 班 長	・ 班内の安否確認及び火災発生、建物倒壊の有無を確認する。	集計票を使用（別に配布） 班長、副班長が不在の場合の代行者を班で決めておく。
各 班 の 副 班 長	・ 集計票を本部に持参、自主防災活動に加わる。 ・ 担当任務が付与される。	集計票を本部に持参 副班長が不在の場合は、班長が代行する。
自主防災組織本部員 （ 役 員 ）	・ 安否、救援の要否、被害状況を把握し、活動方針を決心する。	複数の役員等が参集している場合は、合議による。
＊ 1 令和 5 年度中に各世帯に配布したもの ＊ 2 千葉市における地域活動デジタル化モデル事業の一環として実施 ＊ 3 非表示世帯及び避難行動要支援者の救援要否については、本部において集約後、安否確認班を編成し、個別に追跡する。		

2 本部及び各部において優先対応する事項

地区内で火災又は建物倒壊が発生の場合	左以外の場合
第一優先 ・ 自主防及び自治会役員への同報連絡 ・ 班長及び副班長への同報連絡 ・ 集会所施設の被害状況確認後、本部開設 ・ 各班からの情報を集約	第一優先 ・ 自主防及び自治会役員への同報連絡 ・ 本部開設 ・ 各班からの情報を集約
第二優先 ・ 危険が迫る住民を避難場所に誘導 ・ 挟まれ等からの救出	第二優先 ・ 危険が迫る住民を避難場所に誘導
第三優先 ・ 停電、断水、下水道の機能不全への対応 ・ 指定避難所（地域拠点）に連絡員を配置 ・ 巡視警戒、初期消火班を編成 ・ 防災無線屋外受信機を活用した広報	第三優先 ・ 停電、断水、下水道の機能不全への対応

要回覧

班長・副班長、会員の皆様へ

み自発第24-14

令和元年5月26日

み春野自治会

会長

親睦イベント部長

「第21回み春野ふるさと夏祭り」第1回実行委員会開催のご案内

み春野の伝統行事となりました「第21回み春野ふるさと夏祭り」を、本年は8月23日（土）に開催することとします。今年も「ふるさと・み春野」として思い出に残る夏祭りにしていきたいと考えています。

そこで、「**み春野ふるさと夏祭り**」**実行委員の募集のご案内です！！**

- ・ 各班の班長または副班長（必ず1名は参加ください）
- ・ サークル代表者およびサークル役員（自治会認定以外のサークルも歓迎）
- ・ 自治会役員、班長・副班長経験者
- ・ み春野大好き、お祭り大好きな方
- ・ 夏祭りの企画・運営に参加してみたいと興味をお持ちの方
- ・ 夏祭りの経験者やノウハウをお持ちの方
- ・ 小学生・中・高・大学生で実行スタッフとして参加に興味をお持ちの方
- ・ 自由出店予定者 などなど。



夏祭りは実行委員会から始まります。わたしたちの手づくりのお祭りです。

第1回実行委員会を以下のとおり開催いたしますので、多くの皆様のご参加をお願いします。

1. 日 時： **6月16日（日） 11：00～（第2回班長会議後開催）**

2. 場 所：み春野自治会集会所

3. 内 容：

（1）スケジュール策定

夏祭りまでに実行委員会を計3回ほど開催する予定です。

（2）イベント内容の検討

斬新な企画、面白いアイデア大募集！！

（3）役割分担の検討

各回の委員会を通じてイベント毎に役割分担し、具体化します。



なお、ご参加頂ける方には、当日、お名前・ご連絡先をお伺いいたします。

要 回 覧

み春野自治会会員各位

み自発第24-03号

令和6年5月26日

み春野自治会 会計部

【重要】令和6年度上期自治会費納入に関するお願い

新緑の候、会員の皆さまには益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より自治会活動にご参加を頂き誠にありがとうございます。

さて、令和6年度上期の自治会費納入についてお知らせとお願いを申し上げます。
今回納入頂く自治会費については下の通りですが、班長さん・副班長さんが各戸へ集金に伺いますので事前のご準備をお願い申し上げます。
円滑な自治会運営のため会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 自治会費

今年度の自治会費は1ヶ月 500円となっており、原則半期6ヶ月分を纏めて納入して頂くことになっております。

つきましては、今回、期中に亘り居住されている場合は、

令和6年4月～令和6年9月の上半期分の自治会費として3,000円(500円×6ヶ月)
をお納めください。

また、期中及び月の途中から入居され自治会員となられた場合は、
入居月の翌月から令和6年9月までの月数×500円で計算します。

例えば、①令和6年2月に入居された場合

…3月から9月までの**7ヶ月分3,500円(500円×7ヶ月)**の納入

②令和6年5月に入居された場合

…6月から9月までの**4ヶ月分2,000円(500円×4ヶ月)**の納入

となります。

なお、**領収書を発行致しますので必ずお受取ください。**

2. 集金要領について (ご都合の悪い場合は各班長さん・副班長さん宛にご連絡ください)

会費集金日： **月 日()から 月 日()**

午前・午後 時ころ～午前・午後 時ころまでの間に

上記日程で自治会費の集金に伺いますので出来るだけ釣り銭が不要なように
ご用意をお願い致します。

万一上記日程でご都合が悪い場合には予めご連絡の上、班長・副班長まで
会費をご持参ください。

班長・副班長(氏名)

連絡先 043－ －

または － －

要 回 覧

み春野自治会会員の皆様へ

み自発第24-04号

令和6年5月26日

み春野自治会

会長



赤十字活動資金募集 協力お願い

本年度も日本赤十字千葉県支部から、赤十字活動資金への協力依頼がありました。近い将来、発生が予想される大規模広域災害(首都直下地震・千葉県東方沖地震・南海トラフ地震ほか)に対する救護体制のさらなる充実強化を図ります。また、地球規模では様々な災害や飢えなどの問題が発生しております。今年もこれらへの支援として本募集に協力していくこととします。

つきましては、資金募集にご賛同の方は以下にお名前をご記入いただきますよう宜しくお願いいたします。後程(6月15日までに)班長／副班長さんが自治会費と同時に集金にお伺いします。尚、協力形態は、社員の場合は500円以上、寄付の場合は金額自由となります。

(参考までに昨年は多くの方から合計19,100円のご寄付をいただきました。千葉市全体では17,185,189円でした。)

※このリストは必ず提出してください。

(班)

ご氏名	住居表示番号	社員(500円以上)	ご寄付(金額自由)
例:み春野 花子	1丁目 40-50	500円	
例:み春野 次郎	1丁目 40-51		300円
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
	丁目 ー		
合 計	件	円	円

注:ご賛同される方は社員か寄付いずれかの欄に金額をご記入下さい。

1年間保存

令和6年度 育児サークルのご案内

育児サークルは、赤ちゃんを育てている方の仲間づくりや情報交換を目的にした赤ちゃんや保護者のサークルです。
同じ育児仲間同士、楽しくおしゃべりしませんか。赤ちゃんの身長や体重を計測できます。

令和6年2月26日現在の情報です。

主催	健康課						社会福祉協議会(地区部会)				自治会	
	① 生涯学習 振興課	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
予約	不要	要予約					不要					
団体名	子育て おしゃべり タイム (幕張)	幕張本郷 育児サークル	検見川 育児サークル	花園 育児サークル	朝日ヶ丘 育児サークル	み春野 育児サークル	さつきが丘 子育てサークル	子育てサークル 「のびのびひろば」 「すくすくひろば」 (こてはし台)	花園 育児サークル	子育てサークル 「たんぽぽ」 (朝日ヶ丘)	子育てサークル 「ちぐさ たんぽぽ」 (千種)	
対象	未就園児	乳児	乳児	乳児	乳児	未就園児	未就園児	奇数月:1歳～ 偶数月:乳児	未就園児 (生後3か月～)	未就園児	未就園児	
時間	10:00～ 12:00	10:00～ 11:30	10:00～ 11:30	奇数月: 10:00～11:30 偶数月: 13:30～15:00	10:00～ 11:30	10:00～ 11:30	10:00～ 11:30	奇数月: 10:30～11:30 偶数月: 10:30～12:00	14:00～ 16:30	10:30～ 11:30	毎週木開催 10:00～ 12:00	
計測	〇の日のみ	毎回実施					第1金曜日	〇の日のみ	〇の日のみ	〇の日のみ	〇の日のみ	

☆ それぞれの開催会場は裏面にて、番号と照らし合わせてご確認ください。

☆ ②～⑤の育児サークルは予約制です。

千葉市ホームページ「子育てサークル一覧表 花見川区」(右のバーコード)で予約方法を確認してください。



＜お問い合わせ＞

- ①～⑥ 花見川区健康課 子育て支援係
電話 043(275)6295
- ⑦～⑪ 社会福祉協議会 花見川区事務所
電話 043(275)6438
- ⑫ 千種町自治会
電話 043(250)5951